

## 平成30年度三重県立図書館資料搬送業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 業務の目的

三重県立図書館では、すべての県民がよりよい図書館サービスを利用できることを目的に、「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」を「2つの約束」として取組を進めています。

「全県域・全関心層へのサービス」を実現する一環として、三重県立図書館では、県内の公共図書館・公民館・教育委員会・県立学校・大学図書館等との物流ネットワークを構築し、三重県立図書館資料等の搬送を行ってきました。

平成30年度も引き続き、物流ネットワークの活用による「全県域・全関心層へのサービス」に努めます。

### 2 企画提案コンペを行う目的

宅配便事業者や運輸事業者、それぞれに多様な搬送経路、搬送方法があります。資料搬送において、より幅広い事業者から様々な搬送方式で提案をいただくため、企画提案コンペを行い、委託事業者を決定します。

### 3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 平成30年度三重県立図書館資料搬送業務
- (2) 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日（日）までとします
- (3) 業務内容 別紙「平成30年度三重県立図書館資料搬送 業務委託仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおりとします

### 4 契約上限額

4,417,546円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税ならびに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### 6 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限  
平成30年1月30日（火） 17時まで（必着）
- (2) 質問の方法  
文書（様式自由）にて行うものとし、「18 担当課・連絡先」記載の連絡先まで、持参、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。電子メール、ファクシミリの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。  
なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問に対する回答

平成30年2月2日(金) 12時までに三重県のホームページの「企画提案コンペ等情報(公告・結果)」に掲載します。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式) 1部
- (2) 企画提案書(第2号様式) 7部(正本1部 写し6部)
- (3) 経費見積書(第3号様式) 7部(正本1部 写し6部)

8 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成30年2月8日(木) 12時必着とします。
- (2) 提出場所 〒514-0061  
三重県津市一身田上津部田1234(三重県総合文化センター生涯学習棟1階)  
三重県立図書館 情報相談課
- (3) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等により送付してください。  
なお、郵送等で提出する場合は、必ず提出期限までに上記提出場所に到着するよう発送し、電話にて受理の確認をしてください。

9 最優秀提案の選定方法

別に設置する「平成30年度三重県立図書館資料搬送業務委託 企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

- (1) 搬送方法  
別紙仕様書が想定したものよりもすぐれた方法が提案されているか。
- (2) 搬送物  
搬送頻度が多い、箱の容量または重量の制限が緩和されている、箱を提案者側が用意するなど、別紙仕様書が想定したものよりもすぐれた提案がされているか。
- (3) 集荷及び配荷  
集荷翌日に全施設に配荷できる、配荷状況が伝票番号で確認できるなど、別紙仕様書が想定したものよりもすぐれた提案がされているか。
- (4) その他  
上記(1)から(3)及び仕様書に記載されていない提案があるか。
- (5) 経済性  
低廉な提案価格であるか。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる

ときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県立図書館において行います。

## 12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

## 14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 17 その他

(1) 三重県立図書館の承諾を得たうえで業務の一部を再委託することは可能です。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

## 18 担当課・連絡先

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234（三重県総合文化センター生涯学習棟1階）

三重県立図書館 情報相談課 担当：海野・井戸本

TEL：059-233-1183 FAX：059-233-1190 E-mail：mie-lib@library.pref.mie.jp